

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 平成29年12月18日(月)
午前11時5分～午前11時15分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 5名
委員長 小野 泰 弘 副委員長 荒 川 洋 平
委員 菅 原 和 子 委員 相 澤 祐 司
委員 小 野 寺 美 穂
- 4 委員外議員 3名
議長 郷 内 良 治 副議長 菊 地 忍
議員 大 泉 徳 子
- 5 欠席委員 な し
- 6 事務局職員 事務局 長 小野寺 俊
次長兼庶務係長 加藤 勤
議事調査係長 高橋 一 暢
- 7 協議事項
付議事件
 - (1) 議会の会議規則、委員会に関する条例に関する事項について
 - ① 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例について
 - (2) 議会の運営に関する事項について
 - ① 追加議案の取り扱いについて

午前11時5分 開会

○委員長（小野泰弘） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

初めに、次第書1ページの① 改正案について、書記より説明をいたさせます。加藤次長。

○書記（加藤 勤） 資料1をごらん願います。上程日は12月20日水曜日を予定しております。提出者は、議会運営委員会委員長とし、賛成者は議会運営委員会の委員とするものです。

条例改正内容は、本市の議会議員の期末手当の支給割合については、国の特別職の職員の支給割合に準じていますが、今国会（第195回）において人事院勧告を受けた一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額等の改定を行う、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案が衆議院では平成29年12月5日に、参議院では12月8日に賛成多数で可決されました。

内容については、期末手当の支給割合を現在の年間3.25月分を3.3月分に0.05月分引き上げ、平成29年12月支給分から実施するものです。

資料1の条例改正案文をごらんください。

第1条です。平成29年12月支給分は現在100分の170月分ですが、これが100分の175月分に引き上げられます。平成29年6月支給分が100分の155月分ですから、12月支給分の100分の175月分を合わせて100分の330月分、年間3.3月分

となります。

次に第2条です。平成30年度において、6月支給分を100分の155月分から100分の157.5月分に0.025月分引き上げ、12月支給分を100分の175月分から100分の172.5月分に0.025月分引き下げ、年間3.3月分として支給するよう改正するもので、施行期日を平成30年4月1日とするものです。

国のこのような根拠法令の改正を受けまして、本市議会議員の期末手当の取り扱いについて御協議願うものです。

なお、12月12日の会派代表者会議において説明し、了承を得ております。

また改正条例が可決されたら引き上げ分の0.05月分については差額支給として12月27日に支給を予定しております。

なお、議員1人当たりの差額支給額は27,650円となります。

○委員長（小野泰弘） ただいま、改正案について書記より説明をいたさされましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） 次に、② 取り扱い案について、書記より説明をいたさせます。高橋係長。

○書記（高橋一暢） 次第書の1ページ、② 取り扱い案について御説明いたします。

あわせて、資料2、議事日程第6号の2枚目をごらんください。

初めに、ア 上程・審議日については、日程第26 議案第134号 工事請負契約の変更についての採決の後を予定しております。

次に、イ 審議方法については、提案理由説明、質疑、及び討論を省略し、直ちに起立採決により採決を行うものです。

○委員長（小野泰弘） ただいま、取り扱い案について、書記より説明をいたさされましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） お諮りいたします。名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） 御異議なしと認めます。よって、名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてはそのように決定いたしました。

次に、追加議案の取り扱いについて、書記より説明をいたさせます。高橋係長。

○書記（高橋一暢） 初めに、次第書の1ページ、① 追加議案の件名について御説明いたします。

今回、条例改正案2カ件、その他の議案として工事請負契約の変更4カ件、補正予算4カ件の10カ件が新たに提出されております。

条例改正案は、議案第129号と議案第130号で、一般職員及び特別職の職員の給与等の改正に係るものです。

工事請負契約の変更については、まず、議案第131号から議案第133号までの3カ件は、閑上小塚原線の道路改良及び（仮称）中貞山運河橋に係る内容で、議案第134号は、北釜中央線（北釜橋）の災害復旧に係る内容です。

次に、補正予算4カ件については、一般会計、被災市街地復興土地地区画整理事業特別会計、水道事業会計、下水道事業等会計について、職員等の給与条例等の改正に伴うものが主なものとなっております。

次に、② 取り扱い案について御説明いたします。

あわせて、資料2、議事日程第6号の2枚目をごらんください。

初めに、ア 提案理由説明については、日程第20 議案第124号 平成29年度名取市下水道事業等会計補正予算（第3号）の採決の後、追加議案10カ件を一括上程し、市長より提案理由の説明を受けます。

次に、イ 審議日については、提案理由説明の後、直ちに議案第129号から議案第138号までを議案番号順に審議するものですが、先ほど御説明申し上げたとおり、議案第134号の採決の後、議会案第6号の審議を間に挟むこととなります。

次に、ウ 審議方法については、10カ件それぞれについて、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、採決を行うこととなります。採決の方法については、起立採決とする案です。

なお、議案第129号から議案第134号までにつきましては、それぞれ審議の

冒頭に担当部長より補足説明があります。

○委員長（小野泰弘） ただいま、追加議案の取り扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） お諮りいたします。追加議案の取り扱いについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野泰弘） 御異議なしと認めます。よって、追加議案の取り扱いについてはそのように決定いたしました。

次に、連絡事項について書記より説明いたさせます。高橋係長。

○書記（高橋一暢） 定例会最終日12月20日の本会議開会前に、去る12月7日の本会議において、議会の同意を得た人権擁護委員候補者1名について、執行部より紹介したいとの申し入れがあったところです。

これをお受けし、本会議開会前に副市長から紹介していただきますので、12月20日につきましては、開会5分前、9時55分に議場に御参集いただきたいと考えております。

○委員長（小野泰弘） 12月20日の定例会最終日につきましては、ただいまの説明のとおり、定刻5分前までに御参集くださるようお願いいたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を終了いたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時15分 散会

平成29年12月18日

議会運営委員会

委員長 小野泰弘